

財務報告に係る内部統制構築のプロセス

1. 基本的計画及び方針の決定

経営者は、内部統制の基本方針に係る取締役会の決定を踏まえ、それを組織内の全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施するための基本的計画及び方針を決定。

※経営者が定めるべき基本的計画及び方針としては、以下が挙げられる。

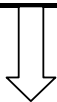
- ① 内部統制の構築に当たる責任者及び全社的な管理体制
- ② 構築すべき内部統制の範囲及び水準
- ③ 内部統制構築の手順及び日程
- ④ 内部統制構築に係る人員及びその編成、教育・訓練の方法 等



2. 内部統制の整備状況の把握

内部統制の整備状況を把握し、その結果を記録・保存

- ① 全社的な内部統制について、既存の内部統制に関する規程、慣行及びその遵守状況等を踏まえ、全社的な内部統制の整備状況を把握し、記録・保存。
※暗黙裡に実施されている社内の決まり事等がある場合には、それを明文化。
- ② 重要な業務プロセスについて、内部統制の整備状況を把握し、記録・保存。
 - ・組織の重要な業務プロセスについて、取引の流れ、会計処理の過程を整理し、理解する。
 - ・整理、理解した業務プロセスについて、虚偽記載の発生するリスクを識別し、それらリスクの財務報告又は勘定科目等との関連性、業務の中に組み込まれた内部統制によって十分に低減できるものになっているかを検討。



3. 把握された不備への対応及び是正

把握された不備は適切に是正。

財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ

全社的な内部統制の評価

決算・財務報告に係る業務プロセスの評価

決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスの評価

1. 重要な事業拠点の選定

売上高などを用いて金額の高い拠点から合算し、全体の一定割合（例えば、概ね3分の2程度）に達するまでの拠点を重要な事業拠点として選定。

※企業の置かれた環境や事業の特性によって、異なる指標や追加的な指標を用いることがある。

2. 評価対象とする業務プロセスの識別

- ① 重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目（一般的な事業会社の場合、原則として、売上、売掛金及び棚卸資産）に至る業務プロセスは、原則として、すべて評価対象。

※当該重要な事業拠点が行う事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性が僅少である業務プロセスについては、評価対象としないことができる。

- ② 重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点において、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加。

(例) ・リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス
・見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス
・非定型・不規則な取引など虚偽記載が発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセス

- ③ 全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、業務プロセスに係る評価の範囲、方法等を調整。

※全社的な内部統制が有効でない場合、評価範囲の拡大、評価手続の追加などの措置が必要。

※全社的な内部統制が特に有効であると判断できる場合、試査の範囲を縮小するなど簡易な評価手続の選択や、重要性等を勘案し、評価範囲の一部について、複数会計期間ごとの評価が可能。

評価範囲について、必要に応じて、監査人と協議

3. 評価対象とした業務プロセスの評価

- ① 評価対象となる業務プロセスの概要を把握、整理。
- ② 業務プロセスにおける虚偽記載の発生するリスクとこれを低減する統制を識別。
- ③ 関連文書の閲覧、質問、観察等により、内部統制の整備状況の有効性を評価。
- ④ 関連文書の閲覧、質問、観察、内部統制の実施記録の検証、自己点検の状況の検討等により、内部統制の運用状況の有効性を評価。

※全社的な内部統制の評価結果が良好である場合等には、試査の範囲を縮小。

4. 内部統制の報告

- ① 内部統制の不備が発見された場合、期末までに是正。
- ② 重要な欠陥が期末日に存在する場合には開示。

業務プロセスに係る内部統制の不備の検討

業務プロセスに係る内部統制の有効性の確認

- ・サンプリングにより確認(90%の信頼度を得るには、統制上の要点ごとに少なくとも25件のサンプルが必要)
- ※反復継続的に発生する定型的な取引等については、サンプル数の低減等が可能

業務プロセスに係る内部統制の不備を把握

① 不備の影響が及ぶ範囲の検討

業務プロセスから発見された不備がどの勘定科目等に、どの範囲で影響を及ぼしうるかを検討

- ・ある事業拠点において、ある商品の販売プロセスで問題が起きた場合、当該販売プロセスが当該事業拠点に横断的な場合には、当該事業拠点全体の売上高に影響を及ぼす。
- ・問題となった販売プロセスが特定の商品に固有のものである場合には、当該商品の売上高だけに影響を及ぼす。
- ・他の事業拠点でも同様の販売プロセスを用いている場合には、上記の問題の影響は当該他の事業拠点の売上高にも及ぶ。

② 影響の発生可能性の検討

①で検討した影響が実際に発生する可能性を検討

- ・発生確率をサンプリングの結果を用いて統計的に導き出す。
 - ・それが難しい場合には、リスクの程度を発生可能性を、例えば、高、中、低により把握し、それに応じて、予め定めた比率を適用する。
- ※影響の発生可能性が無視できる程度に低いと判断される場合には、判定から除外

③ 内部統制の不備の質的・金額的重要性の判断

①及び②を勘案して、質的重要性及び金額的重要性（例えば、連結税引前利益の概ね5%程度）を判断

※不備が複数存在する場合には、これらを合算（重複額は控除）する。

質的又は金額的重要性があると認められる場合、重要な欠陥と判断